



# 役に立つ 農業税制と特例

新訂版

全国農業委員会ネットワーク機構  
一般社団法人 全国農業会議所

# は じ め に

膨大な法律などで構成される税制は極めて複雑で、農業者・農業関係者が理解するのは容易ではありません。しかし、農業に係る税制は限られており、農業経営を確立し、経営管理を高度化させるには最低限の理解が必要です。

本冊子は、農業経営を支援する税制として、経営規模の拡大や生産方式の合理化に役立つ農業経営基盤強化準備金や青色申告、設備投資関連税制の取扱いなどを分かりやすく解説。農地の取引に関わる税制についても、譲渡や取得・保有、相続・贈与に至る場面に分けて、特例を含む制度の概要と対象者、活用のメリット、必要な手続きを紹介しています。

各支援税制にはQ&A形式での解説に加え、国税庁や農林水産省など関連サイトの二次元コードも掲載。農業経営の発展に役立つ税制の概要を知りたいという農業者や農業関係者の皆さまの手引として、また研修会等のテキストとして役立てていただければ幸いです。

令和8年6月

全国農業委員会ネットワーク機構  
一般社団法人 全国農業会議所

# 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 支援税制のあらまし .....                 | 1  |
| 第2章 経 営 税 制                         |    |
| 1 青色申告 .....                        | 6  |
| 2 農業経営基盤強化準備金 .....                 | 11 |
| 3 農業用燃料 .....                       | 16 |
| 1) 石油石炭税の免税及び還付                     |    |
| 2) 軽油引取税の免税                         |    |
| 4 設備投資等 .....                       | 22 |
| 1) 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却<br>または税額控除 |    |
| 2) 国庫補助金等の圧縮記帳                      |    |
| 3) 少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入             |    |
| 4) 未成木の果実の取扱い                       |    |
| 5) 乳用牛や小型農業機械の譲渡による所得               |    |
| 6) 消費税の取扱い                          |    |

### 第3章 農 地 税 制

|    |                             |    |
|----|-----------------------------|----|
| 1  | 譲渡の場合 .....                 | 34 |
| 1) | 譲渡時の課税（所得税、法人税、住民税）         |    |
| 2) | 農地等の譲渡に対する特例措置（所得税、法人税、住民税） |    |
| 2  | 取得の場合 .....                 | 44 |
| 1) | 登録免許税                       |    |
| 2) | 不動産取得税                      |    |
| 3  | 保有の場合 .....                 | 51 |
|    | 固定資産税・都市計画税                 |    |
| 4  | 相続・贈与の場合 .....              | 59 |
| 1) | 相続税納税猶予制度                   |    |
| 2) | 贈与税納税猶予制度                   |    |
| 3) | 相続税・贈与税の納税猶予制度の特例           |    |
| 4) | 相続時精算課税制度                   |    |
| 5) | 事業承継税制（相続税・贈与税）             |    |

# 第 1 章

## 支援税制のあらまし

農業経営を行う者に対する税金は、農業収入に対する税金と農地に係る税金に大別されます。

農業収入には、農畜産物の販売、農作業の受託収入などがあり、これに対して下表のような所得税、法人税、道府県民税及び市町村民税（住民税）などが課されます。農地に係る税金には、農地の状況に応じてそれぞれ各種の税金が課されます。

一方、農業収入や農地に対する税金には、農業振興や畜産振興という政策的見地などから所得計算等の特例措置などが講じられています。

国に納める国税は、所得税法や法人税法など税目ごとに法定されています。

都道府県や市町村に納める地方税は、住民税（道府県民税、市町村民税）や固定資産税等の地方税法において総合的に規定されています。

#### 農業経営に対する主な税金一覧

| 用 途             | 税 目                            |
|-----------------|--------------------------------|
| 農産物を販売した場合      | 所得税、法人税、住民税、事業税、地方法人特別税、消費税    |
| 設備投資を行った場合の軽減措置 | 所得税、法人税                        |
| 農業機械等を所有した場合    | 固定資産税                          |
| 農業機械等を使用した場合    | 揮発油税・地方揮発油税（ガソリン税）、石油石炭税、軽油引取税 |

- ① 農産物を販売した場合は、農産物の収入金額から必要経費を控除した金額（課税所得金額）に対し、所定の税率により所得税または法人税が課されます。

それらの課税所得金額をベースに住民税や事業税（個人の農業は非課税）等が課されます。

さらに、農産物の販売事業には課税売上高から種子や肥飼料購入に伴う課税仕入高を控除した残額が1,000万円を超えた事業者は課税事業者として消費税の納税義務が生じます。

- ② 設備投資を行った場合には、所得税や法人税において通常の減価償却費に上乗せして経費に算入できる特別償却などが措置されています。
- ③ 農業機械等の償却資産を所有した場合には、農地等の経営資産と同様、固定資産税が課されます。
- ④ 農業機械等を石油や軽油を燃料として使用する場合、石油石炭税や軽油引取税が課されます。

### 農地の状況別の主な税金一覧

| 用 途        | 税 目                                           |
|------------|-----------------------------------------------|
| 譲渡した場合     | 所得税、法人税、住民税、地方法人税、事業税（法人）、登録免許税、印紙税、国民健康保険税   |
| 取得した場合     | 相続税、贈与税、登録免許税、不動産取得税、印紙税、特別土地保有税（課税停止中）       |
| 所有している場合   | 固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、地価税（課税停止中）、特別土地保有税（課税停止中） |
| 貸付けた場合     | 所得税、法人税、住民税、地方法人税、事業税（法人）、国民健康保険税、印紙税、地価税     |
| 使用収益している場合 | 所得税、法人税、住民税、地方法人税、事業税（法人）、国民健康保険税             |

- ① 農地を譲渡した場合は、所得税や法人税が課されます。

農地の所有期間により、長期譲渡所得または短期譲渡所得の

## 第 2 章

# 經 営 税 制

# 1 青色申告

## (1) 制度の概要

所得税は、納税者自らが所得を計算し申告し納税するという申告納税制度をとっています。この制度が円滑に運営されていくためには、自分で所得を正確に計算する必要があります。したがって、納税者が一定の帳簿を備え付けて日々の取引を正確に記録し、帳簿に基づいて自己の所得と税額を正しく計算する人には種々の特典が与えられています。申告にあたっても一般の申告書と区別して青色の申告書を使います。

青色申告を行う場合には記帳が前提となります。備え付ける帳簿は、正規の簿記を原則としますが、簡易帳簿を使用することも認められています。

なお、青色申告の帳簿書類は7年間保存することとされています。

### ① 正規の簿記（複式簿記）で記帳する場合の帳簿

貸借対照表、損益計算書の作成

- i 仕訳帳（または振替伝票等）
- ii 総勘定元帳
- iii 現金出納帳
- iv 固定資産台帳

### ② 簡易簿記で記帳する場合の帳簿

損益計算書の作成

- i 現金出納帳
- ii 売掛帳

- iii 買掛帳
- iv 経費帳
- v 固定資産台帳

※ 不動産所得または事業所得を有する者で前々年の所得が300万円以下の場合には、現金出納簿を記帳すればよい。

### ③ 現金式簡易帳簿で記帳する場合の帳簿

損益計算書の作成

- i 現金出納帳
- ii 固定資産台帳

## (2) 対象者（特例の適用が受けられる人）

青色申告を行うことができる人は、事業所得、不動産所得及び山林所得を生ずべき業務を行っている人です。

## (3) 必要な手続き

新たに青色申告をするためには、青色申告を行おうとする年の1月1日から記帳し、原則として3月15日までに所轄税務署に「青色申告承認申請書」を提出し、税務署長の承認を受けなければなりません。

この申請書を提出すると、その年の12月31日までに税務署からの承認があった場合はもちろん、通知がない場合でも自動的に青色申告の承認があったものとみなされます。

## 第 3 章

# 農 地 税 制

# 1 譲渡の場合

## 1) 制度の概要

我が国の有限かつ狭隘な土地資源の有効利用を図る観点から、各種の土地税制が整備されています。

土地に係る税制（土地税制）は、様々な税目による土地の譲渡、保有及び取得に対する課税の総称という意味で用いられることが一般的です。

土地税制は、税率調整や特別控除等を措置することにより望ましい農地の流動化の促進などの機能を有しています。

### (1) 譲渡時の課税（所得税、法人税、住民税）

土地の譲渡益に対しては、国税として所得税及び法人税、地方税として住民税が課されており、土地の所有者が個人か法人か、土地の所有期間が長期か短期かなどによって課税方法は異なります。

個人の場合、資産の譲渡による所得は譲渡所得として総合課税されることが原則ですが、土地建物等（土地の上に存する権利、建物付属設備、構築物を含む）の譲渡所得については分離課税として、他の所得と分けて課されます。

農地を譲渡した場合の所得は、個人は譲渡所得として所得税及び個人住民税が課税され、法人には法人税及び法人住民税が課されます。

譲渡所得は、譲渡した資産の種類や所有期間などに応じ、分離課税の対象になるものと総合課税の対象になるものとに区分され、これらの所得は長期譲渡所得と短期譲渡所得に細分され

て、課税所得や税額を計算します。

農地等の譲渡は、他の土地や建物などの譲渡とともに分離課税の方法により他の所得と分離して課税されます。

土地、建物等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合の所得は長期譲渡所得、5年以下のものを短期譲渡所得として、他の所得と分離してそれぞれ次により課税されます。

### 譲渡益に対する課税

|    | 税 目 | 課税標準            | 税 率                                                               |
|----|-----|-----------------|-------------------------------------------------------------------|
| 個人 | 所得税 | 譲渡所得<br><分離課税>  | 長期：所有5年超 15%<br>短期：所有5年以内 30%                                     |
|    | 住民税 | 譲渡所得<br><分離課税>  | 長期：所有5年超 5%<br>(県 2.0%、市 3.0%)<br>短期：所有5年以内 9%<br>(県 3.6%、市 5.4%) |
| 法人 | 法人税 | 他の所得と<br>統合して課税 | 普通法人 23.2%<br>協同組合等 19%<br>人格のない社団等 19% 等                         |



9784911049839



1922061006007

ISBN978-4-911049-83-9

C2061 ¥600E

定価 660 円（本体 600 円＋税 10%）

